

令和7年度県産加工食品の販路拡大に向けたバイヤー招へい業務 委託仕様書

1 業務名

令和7年度県産加工食品の販路拡大に向けたバイヤー招へい業務

2 業務の目的

県内食品加工事業者の販路拡大のため、食品関係バイヤーを招へいし、事業所視察を行うことで新たなマッチング機会の創出を図るとともに、バイヤーからの意見を商品のブラッシュアップにつなげ、商談の成約率向上を図る。

3 契約期間

契約日から令和7年12月26日（金）まで

4 委託業務の内容

以下の（１）～（４）及びその他本業務遂行に当たって必要な業務一式。

（１）共通項目

- ・本業務の目的を十分理解した上で進捗管理を行うこと。
- ・受注者は、発注者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないように必要な人数を配置すること。
- ・独自に提案した企画については、発注者と相談の上、実施すること。

（２）バイヤー招へい業務

- ・招へいしたバイヤーが県内食品加工事業者の製造現場を視察することにより、マッチングにつなげること及びバイヤーからの意見をもとに商品のブラッシュアップを図ることを目的として、企画・運営すること。
- ・首都圏等高質系スーパーマーケットのバイヤーを3名以上招へいすることとし、受注者がバイヤーを選定の上、発注者と協議して決定すること。
なお、県内食品加工事業者の販路拡大・マッチング可能性につながる観点を重視し、商品について意見することが可能なバイヤーを選定すること。（3社から各1名または1社から各部門1名ずつの招へいも可とする。）
※高質系スーパーマーケット：高品質商品を取り揃え、価格競争によらない差別化を経営方針とするスーパーマーケットのこと
- ・バイヤーの旅費は受注者が負担すること。
- ・視察先はスーパーマーケット・トレードショー2026「青森県ブース」に出展する県内食品加工事業者5者程度とするが、招へいするバイヤーへ事前にヒアリングを行うものとし、ヒアリングをもとに、視察先を発注者と協議して決定すること。
- ・視察の実施に当たっては、受注者が車両を手配し、効率的に視察が行われるよう行程表を作成すること。

（３）結果とりまとめ

- ・事業の効果検証のため、参加バイヤー及び県内食品加工事業者に対しアンケート調査を実施すること。なお、アンケートの内容については発注者と調整すること。
- ・バイヤーからの商品に対する意見を取りまとめた実施結果報告書を作成すること。

(4) 事業実績報告
報告書の作成

5 業務完了報告

○本業務完了後、令和7年12月26日（金）までに下記の書類を提出すること。

- ①委託業務完了届 1部
- ②業務実績報告書 1部及び電子データ

○納品場所

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県経済産業部地域企業支援課 マーケティング支援グループ

6 業務の適正な実施に関する事項

○個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

○守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7 知的財産権の取扱い

受注者は、本委託業務の実施のために必要な受注者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処すること。

8 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により発注者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

9 その他

○本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、発注者及び受注者の協議により業務を進めるものとする。

○天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。

○受注者が本委託業務において制作した物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は、全て発注者に帰属するものとする。